

# 発達障害

## (1) 発達障害の基礎知識

### ① 発達障害の定義

我が国では、発達障害者支援法第二条第一項で、「この法律において『発達障害』とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」と定義されています。

また、同法第二条第二項で、「この法律において『発達障害者』とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、『発達障害児』とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。」とされています。

また、発達障害者支援法施行令第一条、発達障害者支援法施行規則においても定義されており、それらを整理すると図Ⅱ-9-aのようになります。それぞれについて特徴などを整理すると図Ⅱ-9-bのように表されます

### ② 関連する法令

発達障害については、発達障害者支援法施行以後、以下の二つの法令においても障害児者として定義されています。

#### ア 「障害者基本法」

##### 第2条第1項

「障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」

#### イ 「児童福祉法」

##### 第4条第2項

「この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的に障害のある児童、または精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第2条第二項に規定する発達障害児を含む。）をいう。」